

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 19 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380072

研究課題名(和文)労働組合の現代的意義と労働団体法理の再構築に関する実証的理論研究

研究課題名(英文)practical and theoretical research on the modern significance of the trade union and reconstruction of the labor union principles of law

研究代表者

名古 道功(Nako, Michitaka)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：80172568

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：(1)労働組合の活性化のために、重要な点は、以下である。コミュニティ、地域住民、市民運動等との連携、労働者のニーズの明確化とその実現、企業の枠を超えた組織や活動スタイルの転換に向けての企業別組合の連合体の重視、例えば、産別組織への権限・機能の委譲、地域組合への二重加盟などである。(2)憲法28条が保障する対抗的労使関係に基づく集団的自治を実質化させるには、従来の労働団体法理では限界があり、その見直しが必要である。具体的には、労働者概念、使用者概念、インターネットを用いた組合活動や取引先等に対するボイコットという圧力行動など新奇な活動スタイルなどが挙げられる。

研究成果の概要(英文)：(1)For the activation of the labor union, the important points are as follows. 1. Connection with the community, the local residents, the citizens' movement and so on. 2. For the transfer to the organization exceeded the limit of the company, the federation of the company unions is necessary. (2) The conventional labor union principles of law have the limits in order to actualize the collective self-government based on the labor-management relations which the constitution Article 28 guarantees, and it is necessary to review specifically the concept of worker and employer, and novel activity-styles including the activity of the trade union, the pressure action on the employer and the boycott using the Internet.

研究分野：労働法

キーワード：労働者 使用者 労働組合 コミュニティ・ユニオン 産業別組合 企業別組合

1. 研究開始当初の背景

(1) 経済のグローバル化の進展に伴い、国内外の環境は大きく変化した。企業側は、企業組織の再編(持ち株会社化、分社・分割化、事業譲渡等)を通じた企業のネットワーク化や雇用形態の多様化を進めている。これに対して、大半の労働組合は、依然として正社員を対象とする企業別との組織形態のままであり、力量は相当低下している。このため、労働組合を必要とする客観的条件(非正規労働・ワーキングプアの増加、労働条件の劣悪化など)が存するにもかかわらず、組織率は20%を切り、憲法28条が想定する対抗的労使関係に基づく集団的自治は形骸化しているのが現状である。したがって、労働組合の現代的意義を問い直してその再生を展望しつつ、新たな発想に基づく労働団体(集団的労使関係)法理の構築が重要な課題になっている。

2. 研究の目的

90年代以降、労使を取り巻く情勢が相当変動したにもかかわらず、労働組合サイドでは、コミュニティ・ユニオンなどを除き、これに対応する注目すべき動きは見られず、労働組合の存在意義が問われかねない状況にある。本研究は、こうした現状に鑑み、企業外活動を重視する(日本の)労働組合の実態調査、及び新たな組合活動などを展開するアメリカ・韓国・ドイツでの海外調査を踏まえて、企業内労使関係を前提にする労働団体の法理を再検討すること、「労働組合の再生」を視野に入れつつ、労働者に近接する者の組織の実情を解明するとともに、労働組合の魅力を高める活動領域を拡大するための理論的・立法論的考察を行うものである。

3. 研究の方法

本研究は、文献研究のみならず、国内外の実態調査も重視し、多面的な角度からの研究方法を採用した。このため、初年度は文献研究と実態調査を行い、本研究の具体的課題を明確にした。2年目は、韓国での海外調査を実施し、参考にすべき労働組合のネットワーク化と活動内容、労働者概念、企業横断的労働条件規制などの実情と課題を検討した。そして3年目は、ドイツ及びアメリカの実情調査とともに、研究の総括を行った。

4. 研究成果

(2013年度)

国内の労働組合の実態調査、組合関係者とのシンポの開催、そして文献研究を通じて、具体的課題の明確化などを行った。

(1) 労働組合調査

東京及び大阪において注目すべき活動をしている労働組合の聞き取り調査を実施した。調査組合は、ジャパンユニオン、東京東部労

働組合、全港湾関西地本の3組合である。さらに、後述するミニシンポで4つの組合からも実情を聴取した。こうした調査を通じて明らかになったのは以下の諸点である。日本では、企業別組合が大半であり、これが組合活動停滞の主因であるが、産別機能を発揮した取り組みをしている組合は、使用者団体と協約を締結し、労働条件改善に重要な役割を果たしている。インターネットが組合活動に不可欠なツールになり、新たな活動領域拡大の可能性を秘めている。労働条件などをめぐる多様な個別紛争に関する相談が多く、労働組合を必要とする客観的条件が存在している。

(2) ミニシンポの開催

ミニシンポ「新しい労働組合組織・活動領域を求めて!」を開催した(参加者20名)。ここでは、5本の報告が行われ、明確となった課題は、組織形態の改変の必要性、賃上げなど本来の活動の活発化、労働組合の魅力を高める活動領域の開拓などである。

(シンポの内容)

趣旨説明 名古屋功氏(金沢大学人間社会学域法理学教授)

大阪電気通信産業合同労働組合(大阪全通合同): 山崎秀樹氏

日本民間放送労働組合連合会(民放労連) 近畿地区労働組合: 吉沢弘氏

大阪自治体労働組合総連合(大阪自治労連) 公務公共一般労働組合: 西崎勇次氏

航空一般労働組合スカイネットワーク: 赤田克彦氏

(3) 文献研究は、名古屋及び豊川が主として労働法に関連して、労働組合論の課題、伍賀が労働組合論の課題、そして長谷川がランチサイズをめぐる法律問題を取り上げた。特に労働法理論では、企業別組合を前提にした理論が骨格を形成しており、この修正が課題である点を明らかにした。

(2014年度)

(1) 韓国調査

インタビューを実施した労働組合は、民主労総、韓国労総、金属労組、サービス労組、青年ユニオンであり、このほかに研究者から韓国の集団的労使関係の意見を聞いた。その成果は、以下の通りである。

日本よりも組織率は低い、活発な活動を行っている。

民主労総及び韓国労総とも産別化をめざし、統一交渉での労働条件統一との本来の目的を追求している。しかし、中小企業の組合が中心であり、大企業労組の多くは消極的な対応である。また使用者側は、使用者団体を結成せず、交渉相手がいないとの問題もある。

最近導入された複数組合制度やタイムオフ制度(専従制)が労使関係に影響を及ぼしている。民主労総は、複数組合制度に賛成の立場であったが、使用者が組合弱体化に利用しており、懐疑的になっている。タイムオフ

制度に対しても、組合専従者が制限されることになり、組合活動の弱体化が懸念されている。

日本においても産別組織を構築するには、組合自身の意識的な取り組みが重要となる。

(2) 個別・共同研究

共同研究会では、協力研究者も参加して、韓国調査の成果と課題、分担研究者の研究報告がなされた。

長谷河報告は、「労働者及び労働組合とフランチャイズ・システム」とのテーマでなされた。コンビニ店長を労組法上の労働者と判断した岡山地労委命令(平 26・3・13)は注目すべき内容であり、実態を重視した判断が検討された。アメリカでは、店主は労働者であるから、時間外手当等の支給を求める訴訟が多発している。アメリカでは、脆弱な地位にある加盟店主を保護するため FC 規制法を制定する州があり、日本でも検討すべきである。

名古屋報告は韓国調査の検討及び産別労使関係に関する日本の研究動向が紹介され、今後の研究課題が提示され、次年度に注目すべき研究を行っている研究者を招請することになった。

(2015 年度)

最終年度は、アメリカ労働運動研究者との共同研究、アメリカとドイツの実態調査、そして総括的研究を行った。

(1) 共同研究

山崎憲氏(JILPT)とチャールズ・ウエザール氏(大阪市立大学)の報告で得られた成果は以下の通りである。

アメリカの労働組合は、労働者のみならず、コミュニティや住民・保護者などとの連携を重視し、緩やかな連帯強化とのスタイルを追求している。AFL-CIO(アメリカ労働総同盟・産業別組合会議)は、中間支援組織と実行組織、そして地方組織が密接に連携し、調査・研究や人材育成を組織戦略としている。特にワーキング・アメリカは、ナショナルセンター直下の組織として 2003 年に設立され、会員数約 330 万人(11 州)である。年会費 5 ドルを支払えば誰でも会員になることができ、各家庭を訪問し、経済情勢や政府の施策、企業や経営者に関する情報を提供しながら組織化を進める。その背景として、組織率の減少(1950 年代 35%、2014 年 11・3%)及び労働組合を排除する経営手法が増える一方で、労働組合の社会的影響力の低下が挙げられる。

「独立労働者(independent worker)」のように、従来労働組合の組織対象でなかった者の増加も関係している。こうした中で組織率を高めるとともに、労働組合の中心的機能である団交を強化するには、労働組合に対する社会的支持を回復し、また必ずしも労働組合

を支持しない経済・政治勢力への働きかけが不可欠となった。このため、子供の貧困、教育進学支援、学童保育、介護、社会保障、地域の暮らしなどにも取り組むことになる。

公共労働部門でも、公務員や教員へのバッシングが強まっている。例えば、ペンシルベニア州では、公教育予算が削減され、教員の一時解雇や学校閉鎖・チャータースクールへの移行がなされた。こうした中で教員組合とコミュニティ・保護者・生徒が連帯して、それぞれを支援する取り組みが進められ、一定の成果を挙げている。

日本の労働組合が学ぶべき点は、企業内の活動にととまらず、コミュニティでの連携の強化との活動スタイルを重視している点であり、労働組合の再生のための一つのあり方を示している。

(2) アメリカ調査

アメリカで成功例の多い Community Organizing(Social Unionism)の実態把握のために、IT 労働者の加盟組合である WashTech でインタビューを実施した。アメリカの IT 業界はオフショアも進み、付加給付の支払いを免れるために労働者を敢えて independent contractor(独立業務請負人)とする misclassification(誤分類)の問題もある。彼らの労働条件切り下げ圧力に対抗するにも、労働組合参加率が低下して影響力が弱体化しつつある中、地域の低賃金反対運動と連携をとって時給 15 ドルの州法制定など成果を得ている。さらにその際の連携から労働組合への加入へと繋げることで、次世代や組合内での人材育成のための teach-in や advocacy、具体的な資金繰り、スローガン設定、親団体である CWA や AFL-CIO との連携、メンバーの diversity(多様化)への対応、日本への示唆を導き出すため、どのように地域の草の根の運動と連携していくべきかについて話を聞いた。

日本への示唆として、時給の引き上げや劣悪な労働環境の改善など、労組とコミュニティとの利害が一致する労働問題を取り上げ、デモンストレーションなどの方法で団結して解決し、さらにそれを一度きりにせず、運動に参加した人々が労働組合に加入するような説得を行っている点である。WashTech は IT 労働者を中心としているが、コールセンターの労働者や、非正規で就労する同分野の労働者の組織化に成功しており、既得権益を持つ労働者集団ではなく、共通の利害関係を持つ人々の集まりとして労働組合を再構築しようとしているのである。

しかし、そのためには地域住民と労組とが持つ共通の課題を見つける必要があり、積極的に地域と関わり共闘するテーマを設定せ

ねばならない。アメリカでは各個人が様々な団体に所属しており、いろいろな顔を持っているという。例えば、労働組合の役員、民主党支持者、地域コミュニティのリーダー、ボランティアのメンバー、同じ教会に通う人々などである。こうした幾つかのネットワークのノードを元に、弱い紐帯を辿り、コミュニティ内のメンバーが抱えている悩みを集約し、共通点を見つけているという。

さらに、後継者の育成の視点では、大学院生とピザとコーラを食べながら行うティーチ・インにより組合活動のエンパワーメントやアドボカシーを実現している点も、若年者の労組加入率を挙げ、労組を維持していくための手法として援用可能性がある。

(3) ドイツ調査

ストを活発に行い注目されている専門職組合（機関士組合、コックピット組合）と産業別組合の代表である金属産業労働組合（IG Metall）、及び研究者のインタビューを行った。調査から明らかになったのは、以下の通りである。

専門職組合が活発化する要因として、民営化・改革等による労働条件の悪化、産業別組合がリストラや賃上げに十分に取組まないことへの不満が挙げられる。闘争力の源泉としては、2つの組合には伝統があり、協約共同体への参加などを通じて交渉のノウハウを蓄積しているだけでなく、協約部門を組織の中に設置し、早くから体制を整えてきたこと、及び構成員数も相当な数となっており、交渉とストを実施できるだけの組織基盤を有していたことを指摘できる。

2つの組合の構成員は、当該産業部門における基幹的職種（機関士、操縦士）である点である。このことは、ストの効果が絶大であり、成果を獲得しやすいことを意味する。

こうした取り組みは、産業別組合との軋轢を生じさせることになった。特に、「一企業一労働協約」との伝統的なスタイルを崩し、一企業に複数協約が併存することになり、「単一労働協約法」が制定されるに至る。この違憲性について議論があり、憲法裁判所に提訴された。

多くの職種の労働者を組織する産業別組合は、「連帯」を重視し、専門職組合のように特定の職種の労働者の利益のみを追求できない点では、日本の企業別組合と共通する点がある。他方、専門職組合に対しては、専門職との特権を用いた「エゴイズム」との批判がある。「連帯」と「エゴイズム」とを調整し、これらを統合する理念が課題である。

賃金などの労働条件の不満を組織化・活動の活発化につなげるかは労働組合にとって重要な課題であることを再確認すべきであ

る。

(3年間の成果)

(1) 労働組合法理の議論活発化のためには、労働組合の活性化が前提である。国内外の実情調査等を踏まえると、以下が重要である。

企業内にとどまらず、コミュニティ、地域住民、市民運動等と連携することであり、このためには共通する課題の探求が重要となる。各労働組合の強味を生かし、労働者のニーズを明らかにして実現する。全港湾など産別組合の取り組み（産別協約の締結等）は、労働者の雇用・労働条件確保に資している。企業別組合ではこうした取り組みは困難であり、企業の枠を超えた組織や活動スタイルに転換するには、企業別組合の連合体の重視、産別組織への権限・機能の委譲、地域組合への二重加盟などを検討する必要がある。

(2) 憲法 28 条が保障する対抗的労使関係に基づく集团的自治を実質化させるには、従来の労働組合法理では限界があり、その見直しが求められる。第一に、労働者概念である。本研究では、フランチャイズの店長を取りあげたが、労働者に近接する者も労働者概念に含めて、憲法 28 条の保護を図る必要がある。第二に、企業側が個別企業の枠を超えたネットワークを形成し、また請負や派遣などを活用している現状に鑑みると、労働契約を基軸とした使用者概念のとらえ方では、対抗的労使関係を構築できない。持ち株会社、親子会社などの特性に合わせた法理論により、使用者概念を拡張する必要がある。第三に、インターネットを用いた組合活動や取引先等に対するボイコットという圧力行動など新奇な活動スタイルに対しては、労使の実質的対等性や労使間における表現の自由の特殊性などを踏まえた理論が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計19件)

1. 佐藤飛鳥, アメリカ労働運動の傾向～ビジネス・ユニオニズムからソーシャル・ムーブメント・ユニオニズムへ～, 東北工業大学 ディスカッション・ペーパー・シリーズ, No.7, 10-21, 2016, 査読無.
2. Asuka SATO, "Empirical Theory Research of Contemporary Meaning of Labor Union and Reconstruction of Labor Organization Legal Doctrine: Interview for American Labor Union Member (Part)", Tohoku Institute of Technology Discussion Paper Series No.8,

- 21-30,2016, 査読無.
3. Asuka SATO, "Empirical Theory Research of Contemporary Meaning of Labor Union and Reconstruction of Labor Organization Legal Doctrine: Interview for American Labor Union Member (Part)", Tohoku Institute of Technology Discussion Paper Series No.9, 2016 (掲載予定), 査読無.
 4. 名古屋道功, EU 市民に対する特別の無拠出手当の不支給と平等取扱い原則, 国際商事法務, 43(5), 750-754, 2015, 査読無.
 5. 名古屋道功, 労働基準法(労働時間規制)改正案の検討, 季刊労働法, 251, 48-57, 2015, 査読無.
 6. 名古屋道功, EU 法のドイツ労働法への影響, 『労働法理論変革への模索: 毛塚勝利先生古稀記念』, 427-446, 2015, 査読無.
 7. 名古屋道功/山崎憲/チャールズ・ウェザーズ. アメリカ労働運動から何を学ぶか, 労働法律旬報, 1852, 6-28, 2015, 査読無.
 8. 長谷河亜希子, 近時の優越的地位の濫用規制について, 公正取引, 781, 2-9, 2015, 査読無.
 9. 長谷河亜希子, フランチャイズ本部の濫用行為とその法規制, 日本経済法学会年報, 36, 117-130, 2015, 査読有.
 10. 名古屋道功, 勤務形態の変更に基づく繰越年休減少措置の効力, 国際商事法務, 42(5), 796-799, 2014, 査読無.
 11. 名古屋道功, 労働法をめぐる法と改革構想, 法律時報増刊『改憲を問う』, 191-196, 2014, 査読無.
 12. 長谷河亜希子, 米国のフランチャイズ規制とその課題, 自由と正義, 65(3), 54-58, 2014, 査読無.
 13. 長谷河亜希子, 日本もフランチャイズ法規定で加盟店の保護を, 週刊金曜日, 22(47), 24-25, 2014, 査読無.
 14. 長谷河亜希子, 手数料受領行為強要等差止請求事件(セブン-イレブン事件)[東京高裁平成 24.6.20 判決], 公正取引, 763, 54-60, 2014, 査読無.
 15. 長谷河亜希子, TPP 問題, 法の科学, 45, 113-116, 2014, 査読無.
 16. 名古屋道功, ドイツ集团的労働法理論の変容, 『労働法と現代法の理論: 西谷敏先生古稀記念論集(下)』, 427-446, 2013, 査読無.
 17. 名古屋道功・中村和雄, 労働者派遣法の改正過程, 『労働者派遣と法』, 11-26, 2013, 査読無.
 18. 長谷河亜希子, 韓国フランチャイズ調査報告と日本のあるべきフランチャイズ法制, 消費者法ニュース, 96, 268-270, 2013, 査読無.
 19. 豊川義明, 労働判例と法解釈の正当性をめぐる一考察, 労働法律旬報, 1804, 26-37, 2013, 査読無.

〔学会発表〕(計 1件)

長谷河亜希子, フランチャイズ本部の濫用行為とその法規制, 日本経済法学会, 2014年10月18日, 富山大学.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

名古屋道功 (NAKO, Michitaka)
金沢大学・法学系・教授
研究者番号: 80172568

(2) 研究分担者

長谷川 亜希子 (HASEGAWA, Akiko)
弘前大学・人文学部・准教授
研究者番号: 00431429

(3) 研究分担者

佐藤 飛鳥 (SATO, Asuka)
東北工業大学・ライフデザイン学部・准教授
研究者番号: 90513060

(4) 研究分担者(2013年度まで)・研究協力者(2014・2015年度)

豊川 義明 (TOYOKAWA, Yoshiaki)
関西学院大学・名誉教授
研究者番号: 40388731

(5) 研究協力者

伍賀 一道 (GOGA, Kazumichi)
金沢大学・名誉教授
研究者番号: 20104870